

「特殊車両通行許可証」等の内容は、走行前に把握を！

- 車両制限令取締では、ドライバーの方から「特殊車両通行許可証」又は「登録車両の通行に関する回答書」をご提示いただき、係員が内容を確認します。
- スムーズなご通行のため、**運行管理者、ドライバーの皆様が事前に許可・回答の内容を把握**いただくようご協力をお願いします。

【特殊車両の通行に関する回答書】 高速道路での車両制限令取締では、次の点を確認します。

(回答書の記載内容は例です。)

登録車両の通行に関する回答書

令和●年●月●日

〇〇運輸株式会社
〇〇 〇〇殿

(指定登録確認機関)

令和●年●月●日 付け回答番号第 ●●-●●●● 号で確認の求めのあった件について、下記のとおり回答します。

記

1. 通行可能経路の有無及び通行可能経路が有る場合はその内

通行可能経路：あり (別紙「通行可能経路マップ」を確認のこと)

2. 通行可能経路の通行に係る通行時間その他の通行方法

通行可能期間：令和●年●月●日 から1年間

通行時間、通行方法の定めがある箇所は、別紙「通行可能経路マップ」や別紙「通行経路条件一覧」を確認のこと。通行条件に対応する通行方法については、別紙「通行条件の区分」を確認のこと。

バラ積み：可

通行時間は、21時から6時までとする。

(別紙「通行経路条件一覧」に通行時間帯が記載されている区間又は箇所)

また、交通混雑が予想される市街地等を通行する場合は、当該区間の交通混雑を避けて通行すること。通行可能経路は、原則、左側端から数えて一番目の車両通行帯(登坂車線が設けられている区間)又は登坂車線を通行すること。

幅2.5mを超える場合、料金所の通過に当たっては、以下を条件とする。

- ・高速自動車国道を通行する場合、特大車レーン(最左側レーン)を通行するとともに、料金所係員の指示に従うこと。
- ・本州四国連絡高速道路を通行する時は必ず2日前までに本州四国連絡高速道路(株)の管理センター管理営業課に予め連絡し、料金所の通過方法についてその指示を受けること。

【車両諸元】
✓ 登録し、回答を受けた値以内ですか？

※総重量等の車両諸元は回答書の書面には記載されていませんが、係員が国土交通省のシステムにより確認を行います。

通行経路条件一覧

区間番号	区間名称	通行可能期間	通行可能時間帯	通行可能車種	通行可能重量	通行可能長さ	通行可能幅	通行可能高さ	通行可能積載	通行可能速度	通行可能トンネル	通行可能橋梁	通行可能制限
001	区間A	00000000	00000000	00	00000000	00000000	00000000	00000000	00000000	00000000	00000000	00000000	00000000
002	区間B	00000000	00000000	00	00000000	00000000	00000000	00000000	00000000	00000000	00000000	00000000	00000000

【有効期限】
✓ 通行可能期間内ですか？

【通行条件】
✓ 条件を満たしていますか？

経路確認時の車両一覧表

区間番号	車種	台数	自動車登録番号	車名	型式	車載管理番号	ASL-ID	重量測定方法	車両登録有効期限
001	トラック	10	品川 100A-000000	品川	品川	00000000	000	000	00000000
002	セミトレーラ	5	品川 100B-000000	品川	品川	00000000	000	000	00000000
003	セミトレーラ	5	品川 100C-000000	品川	品川	00000000	000	000	00000000

経路確認時の車両一覧表

【車両番号】
✓ 経路確認時の車両一覧表に記載されたトラック、トレーラですか？

【通行経路】
✓ 通行可能経路マップに記載された通行経路ですか？



※通行可能経路の詳細については、係員が国土交通省のシステムをかわせて参照の上確認を行うことがあります。

